

## 議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和5年12月12日(火) 午前10時30分～午後0時20分  
会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1番 橋本 友樹、 3番 神谷 直子、 5番 野々山 啓、  
6番 今原ゆかり、 7番 福岡 里香、 8番 岡田 公作、  
9番 長谷川広昌、 10番 北川 広人、 11番 鈴木 勝彦、  
12番 柴口 征寛、 13番 倉田 利奈、 14番 黒川 美克  
オブザーバー

議長(4番) 杉浦 康憲、 副議長(2番) 荒川 義孝

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

一般1名

### 4. 説明のため出席した者

なし

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

### 6. 付議事項

#### 1 政務活動費に係る運用基準等の見直しについて

(1) サブスクリプションについて

(2) 備品について

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可いたしましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の鈴木勝彦委員を指名いたします。

本日の案件は、御手元に配付されております付議事項のとおりです。

### 《議 題》

#### 1 政務活動費に係る運用基準等の見直しについて

##### (1) サブスクリプションについて

委員長 前回の議会改革特別委員会において、サブスクリプション、いわゆるサブスクについては基本的に充当可とするが、どのように運用するか。また、備品については充当可とするか否かを今後検討し、充当可とした場合の課題の対応を検討することが決定したことを受け、開催通知とともにこのサブスク及び備品についての各会派の考え方について回答をお願いしたところ、資料のとおり各会派から御回答をいただきました。ありがとうございます。

御回答いただきました会派の意見はタブレットに載せてありますので既に御確認いただいているかと思えます。

それでは、初めにサブスクについて協議をお願いします。

サブスクについては、雑誌等見放題のものと、アプリとを分けて考えていただきました。

まず、雑誌見放題のサブスクについて協議をお願いいたします。

この雑誌見放題っていう、この感覚って皆さん、分かりますかね。それがまず認識が一致してないと議論がかみ合わないもんですから。

例えば、この雑誌が自分の議員活動、議会活動にとって必要なんだという場合、雑誌だけを購入するという方法もあれば、現在では、いろんな出版社から出ている雑誌をある程度一定の金額を出すことによって全て見れると。その中に、雑誌も入ってるという場合、それをどう取り扱うかという話であります。これでは雑誌って書いてありますけども、ほかにも同じような事案があるかと思えます。

そういった中で皆様方から意見をいただいたというふうに私は認識をしておりますけれども、まず、そういう場合の支出割合について、こちらのほうをまず御意見として伺っていきたいと思います。

それではどうしますかね。取りあえず分けてよろしいですか。取りあえず、政務活動費の支出割合としていただいた御意見、全額をオーケーだと言われているのが公明党さん、高浜市民の会さん。半額と言われているのが市政クラブさん、共産党さん、高志クラブさん、新政会さん、凛々会さん。ゼロ%と言われているのが清風会さんというふうになっております。

まずもって、御意見これでよろしいですか。

意（5） 公明党としまして、全額と書かせていただいておりますけども、先ほど委員長から御説明があったように、公私が非常に不透明になってしまうところもあると思いますので、2分の1の割合でということで訂正をお願いいたします。

委員長 それでは、全額が高浜市民の会さん。それから、ゼロ%が清風会さん。残りが全部半額ということになっておりますけども、よろしいですかね。

意（3） 今これ政務活動費の支出割合から始まっておりますけど、公明党さんの運用基準の表記の、「雑誌の予約購読や年間購読、ある商品やサービスを一定期

間・一定額での利用料」ってなると、例えば新聞を見放題じゃなくて、新聞を一社購読するとき、今まで政務活動費で新聞とかは全額、政務活動費を利用していいってことになってましたけど、この電子版でこういった使い方をすると半額になってしまいますけど、そこも含めて考えていかないといけないのかなと思いますけど。

私たちはそれでも半額でいいですよと思って半額って載せてるんですけども、よろしいですかね。

意（５） 今御指摘というかありましたけども、そもそものこの運用基準なんですけども、今までの政務活動費に係る運用基準の中では、物を買うっていうところが今までの運用だったかなと思います。

で、公明党として提案させていただきたいのは、サービスを利用するということで項目を増やしていただいたほうが、この話が進めやすいのではないかなということで、このように運用基準の表記をさせていただきましたので、新聞を買うというものであれば購入するという基準で、サービスを利用するというものであればサービスを利用するという方向で運用基準を新たに設けていただけると、非常に進めやすいのではないのかということで提案をさせていただきます。

委員長 少し整理をさせていただきますけども、例えば、そこでしか買えない新聞、例えば視察に行って、そこで売ってる新聞がそこでしか買えないというものであれば、それを買って領収書をいただいて、それでそれを政務活動費で落としていくということはこれは普通にあることだと思うんですよ。新聞じゃなくてもその資料でもいいんですけど。定期購読的な新聞というものが実際今、いいのか悪いのかっていう話はちょっと置いといていただいて、ここではサブスクと言われるこういうものに対して、政務活動費の充当をどうしていいかという議論にさせていただきたいもんですから。

一応、今、野々山委員が言われたように、少し考え方を分けてやっていただかないといけないかなと思います。

一番初めに言ったように、雑誌見放題っていうのは一つの例であって、あくまでもそれに限ってはどうしますかということをおは伺ってるわけじゃないも

んですから。ここでの議論はサブスクっていうものをしていく上で、政務活動費をどのレベルで使えるようにしようかということを決めていきたいというふうに思いますけど、それでよろしいですよ、皆さん。

異 議 な し

委員長 その中で議論をお願いしたいと思います。

どなたか、ここに御意見を伺いたいとかっていうのがありましたら。

意（9） 確認をしたいんですけど、雑誌等見放題っていうのは、今までも購入可能だった雑誌っていう意味なんですか。

雑誌とかで、例えば週刊ダイヤモンドとかプレジデントとか、そういうのが入るわけですか。そういうのは今までもオーケーだったってことですか。

その辺がちょっと分からなくて、そういうのだったら僕自分で買えばいいかなど。

委員長 どんどん御意見ある方いらっしゃいます。

なければ委員長として、今までの例をお話をさせていただきますけども、今、長谷川委員が言われたように、例えば、週刊ダイヤモンドか、月刊のほうなのか、四季報なのか、ちょっと覚えてないですけども、例えば、国民健康保険税の全てみたいな特集が出てて、それもあの雑誌の場合だと特集というと大体8割方その特集の記事なんですよね。そういうものを、雑誌だけでも、例えば国民健康保険税のことを、歴史から何から書いてあって非常に役立つという判断をすれば、それは政務活動費でもオーケーだと思うんですよ。

今言ってるサブスクの雑誌見放題を例にとってあげると、それが、読みたい、それを自分で買って読みたいときに、それ1冊買うのも、それから、10冊つけてきちゃう中にそれが入ってるというものであったりだとか、そういうのが一般的にいう見放題っていうシステムなんですよ。

ですから、例えばその10冊が全部政治活動に使われるものなのかどうかかって判断をして、全部そうであれば、私はそのサブスクでも100%でもいいかもしれませんが、でもそれが3か月間しか見れませんかかっていうのもサ

ブスクであるわけですよ。3か月だけ自分のタブレットにダウンロードしてきて、その内消えちゃうっていうようなタイプのものもあります。生涯ずっと自分のものになるっていうタイプのものもあります。だからもう様々なんですよ、在り方として。

だから、先ほど入り口論で言ったように、雑誌見放題がどうだっていう話ではなくって、その中身がどうなのかということで、運用基準の中に当てはまるかどうかっていうのは別に、考えなきゃいけないと思うんです。

それは議長あるいは事務局が、過去の経験値の中で、これはオーケーですよ、これは駄目ですよという判断をしていただければいいのかなという気がするんですけども。

基本的な運用基準の中で、政務活動費というよりも議員の負担率を入れるべきかどうなのかというところ、ここの議論をぜひお願いしたいと思うんですけども。

意(9) これは例えばっていうことになる。1個1個アプリを入れるときに、事務局か議長かに確認してインストールっていうか、買うっていう感じですか、判断としては。

委員長 どうですかね。やっぱり基本的にこれ雑誌なり書籍なり、書籍でも、何冊かダウンロードできますよっていうタイプのサブスクもありますから、だから10冊を全部見て、それで、その中で、例えば、10冊の中の1冊が自分が欲しいと思ったものであっても、サブスク上を50%は例えば、議員負担にすると50%で済みますよという考え方でやっていくのか。それとも、違うものがついてきちゃうんだったら、それもあくまでも個人のものでしょうかという形で議員負担率を100%にするのか。それか、確実にそれが必要なものであるという判断があるのであれば、ほかのものがついてこようが100%政務活動費で賄うというふうにするのかという考え方になっていくと思うんですけども。

これ、次のアプリについても同じなんですよ。例えばクラウド的なアプリであったって、そのクラウドのアプリが自分の持ってるパソコンの全部のデータがそのクラウドに上がってるっていうことになった場合に、それは議会以外のものも全部上がってるでしょって話になるじゃないですか。

例えば自分の後援会の名簿だったりだとか、そういったものも一緒に上がっちゃってるわけですね。

細かく突き詰めていくと、これ多分全部駄目になってっちゃうと思うんですよ。時代が今こういう時代になってきてタブレットを自分たちが手足のように使っていけるようになるためには、様々なことを想定して進めていかないといけない。よりよい議員活動につながっていかないというレベルのところでお話を進めていきたいというふうに思ってますけども。

意 (11) 非常に難しい線引きかなと思いますけれども、仮に私が感じる紙面の新聞を見ますと、自分の関心している社会面があったり経済面があったりスポーツがあったり、そういう三河版があったり県内版があったりして、自分の見たいところは1面しかないけども、全てそういう、偶然、県のことがついでに読めたな、あるいは三河のことが読めたな、社会面で自分の関心があるところじゃないところが読めたなということで、雑誌も同じだと思いますけども、自分の政務に関するところの記事は少ないけども、ついでに違う社会面が読めるというところで、政務と公務、私的なところというところを考えていくと今言ったように半分というのが私はいいのかなというところで、また、議論が違うと言われるかもしれませんが、雑誌も1冊買ったら、自分の興味のあるところは数ページだと思いますけども、やっぱり興味のないところでも何か興味があって読むところがあるので、そういうところから踏まえるとは、簡単に言えば、私的なところと公務のところ、政務のところを分けるとするのはなかなか分けにくいんで、半分というところではぱっと切ったほうが取りあえずはいいのではないかな。それ以外のことにつきましては、議長さんなり、委員長さんなりの許可を得てまた検討する必要があるのかなと思いますけども、私、個人的な考えですけども、私はそう思っておりますので、市政クラブとしても、今の半分というところが妥当なところかなという議論に思っておりますので、個人的な意見も踏まえて意見として言わしていただきました。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 高浜市民の会さんは全額という御意見ですけども。その御意見を皆さん方にもう少し詳しく、こういう考えの基でこういうふうな意見を出したというお話をしていただければ。

意(13) だから今、鈴木勝彦議員がおっしゃったように、結局そういう雑誌とかいろいろ私も定期購読してたものとかありますけど、中には全然議員活動と関係ない記事とかも中にはあるわけで、そういうものも、あったとしても、でもそれが私は必要だと思ったし、やはり情報量として情報を得ないと議員活動としてはなかなか薄っぺらいものになってしまうかなというところで、必要な情報は今まで紙でいろいろ取り寄せてきてたんですけど、結局、雑誌等見放題というのを、実際、私はやったことがないので、実際どういうものになるのかってというのが、あまりイメージが湧きづらいものになるんですけど。

今、勝彦議員がおっしゃったように、結局、自分に関係ないものも、結局ひっついてきちゃうよっていう面では、紙でも結局こういう電子版でも一緒なんじゃないかなと思っていて。私としては、やはりさっき言ったように、これは国保の記事がいっぱい載ってるからそれは認められるんじゃないか、これはほとんど違うものが載ってるから認められないってというのは、もうそれは電子版でも一緒だと思うんですけど。

ただ、結局、見放題か見放題じゃないかだけの話にそうなるようになってくるのかなと思うんですけど。そういう意味でなかなかちょっと線引きは難しいのかなと思いつつ、私としては見放題だとしても、私は、何か私的なものはまず自分として見るのが、まずあるなぐらいで見ることはないので、なので全額でもいいのかな、今までどおり紙と同じ扱いの全額でもいいのかなとは思っております。

委員長 基本的に政務活動となるのか、私的な活動となるのかっていうところ。それから市民目線で考えたときにどう判断されるんだろうかというところ。そういうところが一番重要なところだと思います。

今は政務活動費でオーケー、紙の新聞ですよ。紙の新聞はオーケーなんですけども、それなぜオーケーかという、基本的に新聞に載ってるレベルのことは、社会通念上議員として知っておくべきだろうという判断が当時あったと



思います。それを覚えてるか覚えてないかを置いといたにしても、新聞に載ってたよねと市民に言われたときに、これ見たこともない、聞いたこともないという話では、議員としてもよろしくないんじゃないかという部分、それが新聞という、もう決められたターゲットゾーンの中でオーケーが出とったというふうに私は認識をしてるんですけども。

それが、例えばその雑誌見放題みたいなもので、そういうのを市民目線的に、例えばサブスクを知ってるか知っていないかって話ではなくて、それをこういうふうに使ってますよ、議会ではっていうふうに本当に市民の前で言えるのかどうなのか。言って理解を得られるのかどうなのかっていうところが、やっぱり大きいのかなあという気がするんですけども、全てのことは自分にとっては議員活動なんだということでも。

例えば後援会の活動とかいうのは、議会とは別の話じゃないですか。そういうところも出てくるもんですから。実際に、でもこういうサービスってのはもっともっと広がると思うんですね、今後。だから、個別にこれについては100%だよ、100%オーケーだよっていう話は、前回決めたように書籍とかに限って1冊購入する、これ自体が議会活動、議員活動にとって政務と言えるとオーケーが出れば、それ100%で購入していただくと。それが紙であろうがデータであろうが。それは皆さんをオーケーですよ。分かりやすい話じゃないですか。支払いも1回こっきりですから、分かりやすい。

だけど、サブスクっていうそういうサービスを使うことによって、政務活動費を本当にすごく必要最小限に抑えられて、なおかつ情報量が多く手に入るという考え方を思えば、少なからずともそれが100%、政務活動費でいいのか。あるいは50%にするのか。あるいは、それは自分で全部払いなさいよという形にするのか、要は、サブスクというサービスについては政務活動を使わないという形にするのかということになってしまうんですけども。

意(13) 私は本当にやったことがないので分からないので、逆に、どういうものを具体的に、新聞なら、新聞だと1社ずつしか契約ができないのか。それとも何社で契約できるのか。それとも、実際問題それが幾らぐらいでできるのかとか、そういう具体的な、何かこういうふうに、自分は使っていったらこうい

うとこで有益で、例えば1冊本を買うよりもこういう情報量が得られて、サブスクだとこういう本が何十冊で幾らですよとか、そういうちょっと具体的なお話っていうか、そういうのを教えていただきたいなと思います。

委員長 ここに書いてある雑誌見放題のものとはちょっと意味が違うかもしれませんが、サブスクのイメージとして、例えば新聞を電子版でとるということをした場合に、そこに別のサービスがついてくる。

例えば、日経の電子版をとるとすると、別の経済誌のこういう雑誌も見れますよとか、そういうサービスがついてくる。それが結局サブスクの意味合いなんですよね。

雑誌でも、本当に全部が全部、政務として使える雑誌かどうか分かりませんが、例えば文春だとかいろいろ週刊誌もあるじゃないですか。ああいったものなんか全部全て見放題になるというようなものもありますし、その中に書籍も混ざってオーケーなものもありますし、もちろん漫画本も入ってるものもありますし。

意(13) だから私は、資料購入費に今書かれているもの、今書かれてるものについてはサブスクでも私はオーケーだと思うんですけど、今言われてるその漫画とかそういうものがついてくるのであれば、それは政務活動費としてはゼロにして、でも本当に必要なもので、電子版がないものについては入れて100%にするという考えはできないのかなと思うんですけど。あれがついてくる、これがついてくるっていうことで、逆にそれだけ本当は読みたいんだけどっていう場合で、安くなるのかどうなのかも全然今分からないし、それであれば、もし電子書籍でなくて本当にこれだけ欲しいということであって、それが電子書籍ではなくて、紙ベースであれば、それはそれで買うっていう方法もあると思いますし、そのあたり私よく分からないので。取りあえず、この資料購入費に係るものしか今はこれは出せないわけだから、いわゆるそれについてくるものもあるから、だから50%にするっていうかそういう考えっていうことでいいんですかね。ちょっと私はやったことがないから分からないんですけど。

委員長 さっき先ほど、鈴木委員が言われたのなんかも全く同じ話だと思いますよ。今言われたように100%全部が自分の政務につながっていくんだと言い

切れないものがある限りは、議員負担がある程度必要じゃないかというのが、多分この負担率を半額と出された方々の意見だと思うんですよ。

それを例えば3割にするとか7割にするとかって言い方では分かりにくいで、半分自分で持ってますよってというふうに、半額って決められたんじゃないかなと。私は皆さんの御意見出していただいて、見て、そういうふうに思ったんですけども。

意(13) 逆に今の話を聞くと、それが50にするっていうのが、なぜその50っていうのを考えられているのか。例えば、この雑誌を購読したいと思っても、今の話だといろんな違うものがいっぱいついてきちゃう可能性があるってことですよね。そうするとそれは逆に言えば50でいいのかって思いますし。だからいっぱいついてきてしまうというのは私ちょっとまだやったことがないから分からないんですけど。

例えばどういうものを読みたいというか、どういうものなんですかね。私本当に分からないです。だったら私はもうサブスクであれば、これだけは絶対、電子版しかないですよっていうことだけを認めていかないと、逆に言ったらすごく自分の見たいもの、本来、議員として必要なところ以外のもののほうが多くなっちゃう場合もあるってことですよね、今の話でいくと。どうなんですか、教えてください、逆に。

意(3) どういったところを想定してるかちょっと分かりませんが、例えば日経新聞の電子版を買います。サブスクで新聞の書籍購読料プラス1,000円とかで電子版でどんな媒体でも読めるような。例えばこのiPadでも読めるだろうし、皆さんお使いのスマホでも読める、ご自宅のパソコンでも読めるような媒体になっているから、それプラス1,000円でそういった使い方をしませんかっていう、今ちょっと日経新聞の電子版って調べたらそうやって書いてあるので、そういったののどんなところでも読めるっていうのが多分この日経新聞の、例ですよ、日経新聞の電子版のサブスクのいいところで、それが新聞だと、その場所で物がないと読めないけど、どこの媒体でも読めるから便利ですよっていうところだと思うんですね。

私たちが言ってるこの読み放題がそれに値するかどうかは、その例によって

全然変わってくるのであれですけど、新聞の電子版を例にとると、どこの媒体でも読めてそのものがなくても、自分の機器からアクセスできて記事を手にとれるというところで、私たちはそれを政務活動費で全額落ちるのもうれしいんですけども、そうじゃない記事も入ってくるだろうから半額の按分で使えるようにしてくださいっていうのが今回の御提案をさせていただいたというところなんです。

また違う、例えばアマゾンのキンドルなんかでは、書籍を一つ購入することもできますし、雑誌見放題とか書籍見放題みたいなのがあって、それをちょっと料金を払うと本が月間 10 冊まで借りれますよみたいになってて、それが図書館でいう 10 冊と一緒にですよ。それがお金を払って、会員として払っていくっていう。

だから、そのそういった会員になるのの 50%は自分で払って、ほかのそういった、どういうふうに知恵をつけるかっていうその議員の資質を高めるためだから、私が必要と思っているものが、倉田さんには必要じゃないかもしれないし、それは自分でチョイスして 10 冊までなら借りれますよっていうのの読み放題っていうのがここに入っているっていうことだと思います。いいですかね。

意 (13) 今の話でいくと、日経新聞を例えば私が新聞で紙ベースで買ったのだったら、それは 100%は認められるわけじゃないですか。だったらそれがどこでも読めてもっていうんだったら、それは、さっき鈴木勝彦委員が言ったみたいに、4 コマ漫画があつたりとかスポーツ欄があつたりするんで、それはそれは両方とも一緒なわけだから、それは一緒にいいと思うし、サブスクでも書籍が 10 冊なら 10 冊、自分がこれは絶対にもう議員活動として必要だと思って買うのであれば、それは紙を買うのと一緒だから、それも別に 100%で私はいいいと思うんですけど。だから何かついてきちゃうとかそういうのがよく分からなくて、今の神谷直子議員がおっしゃったことであれば、私は今の紙と変わらないから、私は 100%でそういう部分についてはいいと思います。

委員長 ちょっとやっぱり議論がかみ合っていないんですよ。

例えば、見放題、読み放題というものに対して、我々が議員活動に関係のないものを、それでもって手に入れようとはしないですよ。

根本に返っていただきたいんですよ。要は先ほど言ったように市民の方々に説明するのに、雑誌見放題も政務活動費でやれるようになりました、高浜市議会はと言ったときに、我々がどういう目線で見られるかっていうと、漫画も見れるの。何でも見れるのっていう話をされるような議員では駄目なんですよ。あなた、きちんと自分を律して、それきちんと使ってるんだよねっていうふうに思われてるはずなんですよ、我々は。

だけど、感情論としては、いや、でもいろんなものが見れるんでしょう。中にはこういうものを見る人もいるんじゃないのみたいな話は、当然ゼロじゃないですよ、きっと、感じ方として。

そうすると、ある程度、議員の個人負担をつけたほうがいいんじゃないかというのは、多分、今たまたまこれは半額と全額と、それからゼロ%になってますけども、だから全額オーケーが許されるのかというところだと思うんですよ。

現実的にこれ決まっても、サブスクをやるかやらんかはまた別の話ですからね。

それから、このサービスはオーケーだけどこれは駄目ですよっていう判断は当然、この話よりも前にされるべきことですから。

意(13) 私はだからもう紙が今からなくなってしまうので、逆に欲しいものが電子じゃないと取れないっていう時代に今からなってくるので、別にこれ自体を入れることは問題はないんですけど。結局さっき言ったみたいに、新聞なら新聞だけであればそれは紙と一緒にだから、何が全額でよくて、何がちょっとこれは全額では結局余分なものがついてきてそれを見ることができるよねってなれば、それは別に私は半分でもそれはいいと思うんですよ。

だから、これは全額、例えばさっき言ったみたいに新聞とかそういう自分が絶対読みたい書籍がたまたまその紙だけになっちゃったっていう場合は、それは私は全額でいいと思いますし、そうじゃなくて読み放題とかそういうものについては、別に半額にするということに関しては、私はそこはそれで別に理解します。

ただやっぱり今まできちんと紙ベースで、私は絶対必要だと思うものを買ってきたわけで、それが議員活動に生かされてるわけなんで、それは絶対的にそ

れがなくなっちゃうっていうんであれば 100%にしてほしいと思いますし、そうじゃなくて、さっき委員長が言ったように日経新聞のように違うものがいっぱいついてきちゃうよっていうんであれば、それは私も 100%とは言えないのかなと思います。

委員長 だから、私が皆さんに御意見をお願いしたのはその部分です。

だから今、倉田議員が言われたみたいに、結局、これというものの一つがあれば、それは紙であろうが電子だろうが、これは別に 100%政務活動費でいいと思うんですよ。だけど、そういう新たなサービスが出てきたサブスクというサービスに対して、実際、どうだろうということ。今、結局、倉田議員はだから半額でもオーケーということによろしいですか。先ほどの御意見を伺うと。

意 (13) これ書き方を見ると、結局、今まで政務活動費で使えるものについては、サブスクではないものについては電子版でもそれは 100%だけど、サブスクについてだけを 50%とする。例えばそれが、ある雑誌で、雑誌自体が例えばその雑誌だけの場合もありますよね、多分。どっかが個人的に出しているような雑誌、それが電子版になった場合については、ほかのものがついてこないわけなので、それが年間購読で幾らってなった場合は、それはサブスクだけど今までどおりの 100%ではなくなっちゃうってことですよね。今の委員長の話でいくと 50%になっちゃうんですよね。

委員長 そうではなくて、私が言ってるのは、サブスクっていうサービスに対する支払い方を政務活動費と個人の部分とどうしましょうかっていう議論を今してるんですよ。

必要なものが欲しいという部分に関して、これは政務活動費として認められる内容であるのであれば、それは 100%でも多分いいと思うんですよ。

ただ、それは、購入という形でサブスクではないんですよね。要は電子版を買うことをサブスクって言うんじゃないんですよ。サブスクってサービスですから。

意 (13) さっき、でも神谷直子議員がおっしゃった、例えばその本が何冊っていうのは、それはサブスクなんですよね。例えば自分がこれが読みたくなってしまった場合に、それが例えば 1冊だけを読むことができなくてサブスクで 10

冊の中に入っちゃったりとかそういう可能性もあるってことですよね。それだけを読むってこともできるんですか。できれば私はそれはそれだけで 100%にしてもらって、そうじゃなくて 10 冊でってことだったら、それはサブスクで別に 50%でも私はいいと思うんですけど。そのあたりどうなんでしょう。

意(3) さっき、公明党さんの野々山さんが言ってくださった、サービスを購入するのとサービスを利用するのって違いますよって言って、サブスクは利用する料金なんです。だから 10 冊までいいですよっていう中で、1 冊だけ使ってもいいし 10 冊使ってもいいんですけど、そういった利用料に対しては、私たちはそれが全額、政務で使ってもいいかもしれないけれども、やはり市民側から見たときに、そういったいろんなことに、ほかにもあなたの人生で議員だけじゃなくて違うところでも活用してるんじゃないのって言われると、そう言われるとそうかなっていうところで 50%の按分にしたらどうですかっていうので、これを今出させていただいているので。そういった利用料に対して私たちは、そういった利用できる、議員として全額負担してくださるのは本当にすてきなことでいいことなんですけど、でも、やっぱり議員として、多少自己負担をしたほうがいいんじゃないかということで、半分だけ按分をしたいということでここに載せていただいている。

だから別にそれが 10 冊使えるか、10 冊全部議員のために使おうと、議員のために使うためにサブスクをこの政務活動費でしたいということで今みんな話しているの、議員のために使うんだけど、その半分はやっぱり自己負担で、自分の人生の豊かになるためにも本を読みたいっていうところで、半分按分しますよってところなので、その利用料に対してお金を払うときには半分出しませんかっていう話です。

委員長 今、それを野々山委員も神谷委員も同じことを言われてるんですけど、購入と利用とはやっぱり違うんですよ。購入はオーケーなんです。購入は、紙面のものであろうが、電子版であらうがオーケーなんですよね、もう既に。

サブスクっていうそういうサービスを利用するに当たって、どうしましょうかという話です。

もっと複雑な話をさせていただくと、例えば、自分の読みたい本は 1 冊では

購入ができない、電子版が。サブスクを利用すると、それが解除されて全てのものが購入できますよ、読めますよと。サブスク上購入というのは利用ということですから、そういうのもあるんですよ、現実的には。分かります、言ってること。

そうすると、サブスクでなければ読めないわけですよ、その電子版は。だからそれをどのように利用していくかっていうのはまたそれは議員の手腕の部分だと思うんですよ。政務活動費を使ったんだから、これをさらにもう少しくまく生かしていこうと思ってやっていくのが議員の手腕だと思うんですけど。1冊しか見たくないのに、何万冊も見れますよっていうことだから、こっちのほうがお得だからっていう話だけではないはずですよ。

意（5） 今、雑誌のことだけのサブスクの話になってますけども、サブスクというこのサービスの中には、パソコンが借りれたりとかプリンターが借りれたりとか、あとそれ以外のいろいろなサービスを利用するということができるかと思います。

もし、プリンターとかパソコンをこのサブスクとして使えるようになったとすると、やはりこの議会だけで使うパソコンであるのか、プライベートのこともあったりとか、やっぱりちょっとグレーになる部分は出てくるかと思うので、そのグレーになってる部分を、市民の方から追及されたときに、半額支払っているので使わせてもらってますよと、そういった説明もできるかなと思うので、50%が妥当ではないのかなということでお話させていただきました。

委員長 あと、長谷川委員、どうですか。お話を聞いてきて。

意（9） いろいろ聞いてきて、いろいろ言われることは分かるんですけど、私的には、やっぱり市民の方から見た場合に、こういったものは、いろんなやっぱり判断が分かれてるので今議論聞いてても、こういった紛らわしいのはゼロでいいんじゃないか。自分で買えば一番それがいいと思う。そこはゼロがいいのかなって思ってるんですけど。

委員長 ほかの方、御意見ございますか。

意 見 な し



委員長 基本的に、書籍等のサブスクに関してはどうしますか。もう購入のみという形にしますか。

意(3) やっぱり、購入のみで、その全額支給でもいいんですけど、電子版で新聞を何社か登録したいとかってなったりすると、サブスクで、それは月額で払うってことなので、全額認めてくれてうれしいんですけど、これ半額でも私認めてくれたほうがいいので、サブスクはやらせていただきたいという方向でお願いします。

それが全額じゃなくて、半額で私はいいんですけど。ゼロにしてもらうのは、それは政務活動費で新聞を購読できなくなるということになるので、これはゼロじゃなくて進めていっていただきたいと思います。

意(11) 一つ質問ですけども、今新聞を何社かとってるとは思いますけども、これを電子版として議会費の中に盛り込んで我々が見れるという環境ってというのは、できるかどうか。電子版を議会費で買って、僕らが見れる環境にできるかどうか。

答(事務局 副主幹) 実際に調べたわけではありませんが、例えば事務局で買った場合、IDが1IDになります。その1IDを議員全員に配るっていうのは、やはりちょっと著作権の関係で難しいのかなと考えますので、14IDってなると、またさらに予算が膨大になるのかなというような想定をしております。

意(11) 私も詳しくないんであれですけど、そういうふうになれば、仮に2、3社、電子版を買い込んで、我々にそのID、個人的な費用も発生しますので、その中から政務活動費を使ってIDをもらって読み込めるのか。それは難しいのか。

委員長 ちょっと一度、調べてみないと分からんと思いますけども、イメージとしては、議員控室に新聞があって誰でも見ていいよっていうのはどうなのっていう話なんですね。あれは、現実的にここでとってる新聞って普通の新聞より高いんですか。

「一緒。」と発声するものあり。

委員長 一緒ですよ。だから、たくさんの方が見れるから、多分設定されてるわけじゃないじゃないですか。だから、今、鈴木委員が言われたのが、実際可能なかどうかどうなのかよく分かりませんが。

「図書館も一緒・・・。」と発声するものあり。

「政務活動費を使ってもいいんだよ。僕らが幾らか出すという形でね。」と発声するものあり。

意（11） 私の主観ですけども、項目のところに雑誌等見放題という、なかなか市民の皆さん方から見ると、見放題っていうのがどうもイメージ的に。いい雑誌もあるだろうけども、なかなかそういうのも見れるんでしょと、何かこう見放題っていうのは、ちょっと気になる項目なんで、ここら辺、雑誌等の購入とか、そういうふうにし少し項目を変えて電子版に限っては半額というような書き方ができないのかなと、私は主観的にはそう思いますけども、また検討をお願いします。

委員長 基本的には先ほどから言っている購入と利用とは全く意味が違うものですから、こういうサブスクを利用して、我々は議員活動に生かしてるんですという話なんですよ。見放題っていうのが、分かりやすくこうしたわけじゃないんですけども、一応、こういうコーナーの利用するという話を、こういう言葉で表させていただいたものから。

それでは、これに関してはもう1回、別に話合いの場を。

意（13） もう1回話合いの場を設けていただくのはいいんですけど、私は新聞はサブスクでも今話聞いといるのかなと思うんですけど、結局問題はこの雑誌購読料になるのかなと思うんですよ。

雑誌っていうものが、一体どういうものを皆さんが見たいのか。さっき言った、例えば文春で国保のことが書かれてるって言った場合は、それはサブスクで全部取るっていうのは、それは50%っていうのはそれは市民からしてもおかしいよねって思うと思うので、具体的に雑誌っていうものがどういうものを皆

さんが、今こういうふうにはサブスクでできますよっていうのを、逆に調べてきて、こういうのをやりたいっていうのを具体的に、私のように分からない議員に対しても教えていただけたらなと思います。以上です。

委員長 今日、冒頭に長谷川委員が言われたように、週刊ダイヤモンドだとかプレジデントとかは結構、経済的な問題、社会的な問題、そういうものをしっかりと特集をしてやってて、その書籍っていうのはずっと残ってるんですよ。過去何年も。極端なことという10数年前に特集されたものも現実的に電子版だと残ってるんですよ。

ですから、そういうものをイメージをしていただいて、俗に言う女性雑誌だとか男性雑誌だとか、それからそういう週刊誌だとか、そういったものではないということは当たり前の話なんです。だけど、それが今ごっちゃになってサービスとして利用できるところに入ってるから、それを利用できるようにしたらどうなのかという話の中で、利用するに当たっては議員負担率をどうしましょうかという話をしてるんですよ。

だから先ほども言いましたけども、我々が、結局、例えばタブレットの中身は、私のタブレットの中身は皆さんも御存じないし、市民の方も御存じないんですね、この中に何が入ってるか。それは、私が例えばこれ置いといて見られても別に平気なものなんです。この中身なんて。そういう使い方しかしないんでしょ、基本的に。言ってるように、余分なものも見れちゃうけども、それを見る見ないは別の話。

取りあえず、今、ちょっとこれですと議論してきた中で、サブスクっていうのは御理解していただきましたかね。雑誌見放題っていうものに限定するわけではなくて、結局、新聞もそうですけども、購入ではなく利用することに対して、どういうふうにしていきたいと思いますかということで、サブスク自体の利用、これはオーケーでよろしいですかね。これはよろしいですよ。だからこの割合をどうするかということを皆さんお尋ねしたんですから。

では、政務活動費の支出割合について、取りあえずこの場で、この場は最終決定じゃありませんので、議会改革特別委員会の中での皆さん方の御意見、一応、採決を採らせていただきたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 基本的には、政務活動費の支出割合を、全額か半額かゼロかという形で皆さん方にはお聞きをさせていただきたいと思います。

政務活動費の支出割合について、全額がいいと思われる方、挙手をお願いします。

挙 手 な し

委員長 なしですね。

それでは、支出割合を半額にしたらどうだという方、挙手をお願いします。

挙 手 多 数

委員長 ありがとうございます。9人ですね。

支出割合はゼロという方。

挙 手 少 数

委員長 1名ですね。

倉田委員、挙手されてないですが。

意(13) いや、私はまだちょっと議論が足りないかなと思ってるし、結局、さっきプレジデントとかどうのこうのとか言われたけど、やっぱりそれは、私は出しちゃいけないかなと思うし、だからやっぱりそれは何か一つ一つ。私は新聞はいいとは思いますが、やっぱり逆に言えば新聞100%でもいいと思えますし、そうでないものについては、やはりもうちょっと別に議論する必要があるのかなと思って、ちょっとどれも挙げられなかったです。すいません、そういう状況です。

委員長 サブスクの利用についてはオーケーなんですよ。

意見なし

委員長 それでは、サブスクの雑誌等見放題のようなものの利用に関しましての政務活動費の支出割合に関しましては、半額ということで決定させていただきます。

それでは、続いて区分についてでございますけれども、資料購入費と調査研究費とありますけれども、公明党さんが調査研究費、あと凛々会さんが個別判断ということなんですけれども、公明党さんのほうから御意見ありますか。

意（５） 区分ですけれども、調査研究費と書かせていただきましたが、各会派さんと調整して変更して全然構わないかなと考えておりますので、調整はさせていただきたいと思います。以上です。

委員長 それでは、個別判断っていうのは凛々会さんですけれども。福岡委員、ございますか。

意（７） 取るアプリとかによって資料作成だったり調査だったり、区別ができちゃうかなと思ったので、ちょっと決められなくて個別判断というふうにしてしまいました。

委員長 それでは、あの方々はみんな資料購入費ですので、これ資料購入費という形にまとめさせていただいてもよろしいですか。

「はい。」と発生するものあり。

委員長 それでは区分については資料購入費ということで御異議ございませんね。よろしいですね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それにさせていただきます。

今、本当に長く時間かかってしまって申し訳なかったんですけれども、とにかく大事なことは何かというと、政務と私的活動とをしっかりと分けるというこ

と。それから市民目線をきちんと感じながら活動していくということ。これはここだけの話ではなくて、政務活動費全般に対してそういう話になりますので、それはもう皆さんもちろん御存じのことですし、普段からやられてることだと思います。それを踏まえた中での決定ということで御理解をいただければと思います。

それでは、続きまして、アプリ（ソフト等）について協議をお願いをしたいと思います。

皆さん方から御意見をいただいておりますのを見ていただいて、政務活動費の支出割合が全額と言われているのが公明党さん、新政会さん、高浜市民の会さん。半額と言われているのが、市政クラブさん、共産党さん、高志クラブさん、清風会さん、凜々会さんということで分かれております。

このアプリとかソフトというのは、これはどういうものかっていうのは、例ではオフィスの365って書いてありますけども、こういったものや、それからクラウド、要はアイクラウドだとか、ドロップボックスだとか、そういったもの。結局、自分の持つてる媒体を全部、仮想空間にとっておくためのソフト、アプリということであります。

これについて御意見がありましたら、あるいは質疑がありましたらどうぞ。  
意（5） 政務活動費の支出割合を全額と書かせていただいていますけども、やはり公私が非常に不透明になるところもあるかと思うので、2分の1に調整させていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

委員長 では、公明党さんは2分の1で。これも、実は購入してしまうものと、それからサブスクももちろんこれ今存在するんですよね。購入も、例えば1つのパソコンにしかダウンロードできないものもあれば、3台までオーケーですよっていうものがあったりだとかいろいろあります。それはあえて分けて書いてありませんけれども、こういったものの購入に関して全般的に判断をしていただくということになるんですけども。

今この時代の話をしてあまり意味がないのかもしれませんが、例えば、ワードを買うと、昔、こんな厚い箱に入ってきて、ディスクが入ってて、それをパソコンに入れて読み込んでですよ。もう今だから、そうじゃないじゃな

いですか。もう今ダウンロードですからそんなものは来ない。もうマニュアルすらありませんよね。マニュアルもダウンロードして見てくれっていう形になってます。だから、ああいうのはもう全部IDが書いてあって、そのID番号を入れないと動かないと。そういう時代だったんですね、昔は。それは書籍と多分一緒だと思うんですよ。買ってきて自分のものにしないと、ここに入らないという時代でしたから。

今はそういう時代じゃないもので、こういったところに皆さん方の御意見をいただきながら、ある程度入れ込んでいかないと使えないんじゃないかなということがありまして、入れさせていただいております。

新政会さん、全額という御意見ですけど、御意見ございましたら。

意(14) 実際、僕ソフトのことで、このタブレットの中には、実はワードは入ってないわけですよ。なのでここで僕文章やなんかを打つんですけれども、そうすると、ワードが入ってへんもんで打てへんもんで、そういったのは全額認めてほしいと。あと、PDFを読むやつだとか、そういったものやなんかっちゅうのは、やっぱり全額認めてほしいということで、全額というふうに書いたんですけれども。

委員長 先ほど言ったように、これ例えば、極論を言うと、初めからこのソフトを入れてタブレットを配るよという話に今後していかなきゃいけないんじゃないのっていう話だと思うんですよ。それを皆さんの共通で、これはいるソフトであるという認識を持てば、それはオーケーなんですけども。もしそうであるんだったら、別のところでそれは出していただいて。例えば来年度は難しいかもしれませんが、予算要望でそれを足してこういうソフトを議会の議員全員のタブレットに入れてくださいと、この分の予算をつけてくださいという形に持っていかなきゃいけないと思うんですよ。

だから、現実的には今現状、もう新しいタブレット配りましたけども、そういうソフトは入ってない。例えば私の年齢から見ても、この見たこともないアイコンのソフトがいっぱい並んどったりとかするわけですよ。

でも、本当に果たしてその方法がいいのか、あるいは、例えば自分のパソコンとこのタブレットとある程度いろんなものを共有していかないと、今の議員

活動ってなかなか難しいんじゃないかって話が結構あったじゃないですか。そういったことを考えると、ソフトでも、例えばここだけに入ればいいって話ではないかもしれないですよ。そういったところを含めて、政務活動費の支出割合を判断していただきたいなということで、皆さん方に御意見を伺って、結果としては今、こういうふうに出てきてるんですけども。

半額と言われているところの御意見、高志クラブさん。何か御意見ありますか。

意（8） 50%っていうのは、やっぱり仕事では絶対必要なんですよ、これは。ただ、私的流用もできるので、これはいい頃合いを狙ったら半額っていうふうな感じで考えざるを得ないっていうのがあるので。皆さん、そういう感じだと思います。

委員長 高浜市民の会さん、どうですか。御意見としては。

意（13） 今、岡田議員がおっしゃったように、もう絶対的に必要なもので逆になれば仕事ができないという状況ですので、必要なものに関しては、それはさっき私的流用はもうしないという前提が当たり前だと思うので、別に私は全額でもいいと思っております。

委員長 例えばですけど、自分が自分の後援会の方々に、自分の活動を配ったりなんかするのに使いませんか、こういうソフト。そういうこともあり得るので、多分、半額が適当かどうかというのはよく分かりませんが、これ議論していただくところですけども。

議長 そもそも、政務活動費っていう中に、僕、先ほどの資料にもあると思いますが、本会議で使うものっていうのは政務活動ではないと。そもそも当たらないと思うんですよ、この資料を見る限りは。

「この資料って・・・。」と発声するものあり。

議長 政務活動費に係る運用基準というのがあります。さっき言われてました。

最初に委員長が言われたみたいに、そもそももうタブレットに入ってるということならいけると思うんですけど、本会議で使うからということに変わって



きちゃうと、そもそもこの政務活動費に係る運用基準から外れてきちゃうと思います。そこにやっぱりパーセントを決めていったほうが、いいのかなと思うんですけど、いかがですかね、これ。

委員長 今日、議長がみよし市議会の政務活動費の手引きというのを資料として提供していただいて、皆さん方のほうにも出されてると思いますけども。これは、みよし市議会さんの考え方でもありますが、ちょっとこれは置いていただいて。

今、このタブレットはアイクラウドは開放されてないんじゃないですか。だから皆さん方は多分、アイクラウドでの共有が一切できてないですよ。例えば、タブレットと御自宅のパソコンだとかスマートフォンだとか。これアイクラウド開放してもらえば共有できるようになるんですよ。共有できないものだから、ドロップボックスだとか違うソフトを使って仮想空間に上げといて、それを自宅のパソコンだとかあるいはこのタブレットから見て、共有をさせるという手法を取られてる方って見えますか。使ってますかね。私も使ってますが3人ぐらいですかね。そうするとほかの方々は、例えば、データをダウンロードして、それで移すわけですか。なるほど。だから、それも入るんですよ。先ほど言ったように、資料作成というか、ワードだとかエクセルだとかそういったソフトだけではなくて、今言ったように結局自分の情報を自分の数台の端末で共有するっていうことがやれるソフトもこの中には入ってますので、今議論していただいているものには。そうすると、それが結局、サブスクとして実際、月額幾らっていう形で使われるものになりますし。

先ほど議長の言われる、議会活動は政務ではないというのはなぜかという、公務なんです、議会活動は。一般的には政務と公務と分けるのは一般なんですけど、我々の市議会のレベルだと、我々というか市議会とか町議会、村議会レベルでいうと、政務と公務という分け方ではなくて、政務の中に私的な活動と、それから本当に政治家としての活動というのが存在するんですよ。だから、その中でいうと、私的活動と政務活動をどう分けていくのかっていう議論を、今、この中でされてると思います。

だから議長の言った公務の部分に、このソフト、政務活動費だから使っちゃ

駄目じゃないって話をしちゃうと、ちょっとなかなか議論が難しくなっちゃう。

だから、政務活動と私的活動をどう分けるんですかっていう形で皆さん考えていただいて、その政務活動費の支出割合を議論していただけんかなと思うんですけども。

すごく難しい問題で、まだ我々タブレットを持ち始めて、もう本当にまだ日が浅いんですよね。日が浅いので、何が便利であって、何が必要不可欠なソフトなのかアプリなのかっていうことが、やっぱりなかなか議論ができてないところであると思います。

たしか知立だったかな。とにかくもう全部自由に、これ結局、端末買上げですので、知立は。要は行政が全部買ってきて配ってるんですよ。だからこの端末も好きに使ってくださいっていう形でやっていますので、通信費はたしか半額負担を議員さんしてると思いますけども、欲しいソフトがあったらどんどん入れなさい、とにかく常に触ってなさいっていうやり方から入ってるんで、あそこは。だからすごく皆さん、早かったんですよね。それこそさっきの雑誌見放題じゃないですけども、映画見放題でも毎晩これで映画見てるっていう方がいますからね。

それがいいのかって言ったら、なぜかと言ったら、これいじれるようにならなければ、議会活動、議員活動ができないから、だからこれでゲームをやるし映画を見るし。でも資料もつくるし、市民の方にこういう条例があるんですけどその条文を見せたりとかもするんですよっていうことを聞かされたことがあります。もう本当にやっぱりこういうものは常に触ってないと思うようにいじれていかないんじゃないかなということは思いますけども。そういう中で今から同じサブスクのところでそういうアプリ、ソフトをどう取扱いますかって、利用はオーケーとして、それをどういうふうに負担割合を考えていきますかっていうことですけども。

先ほど決を採らせていただいた中でいうと、9名の方が半額でしたけども、今回の清風会さん、これ半額という御意見出されてますけども、こちらは。意（9） アプリってなると、資料作成の事務でやっぱり限られてくると思うので、種類が。その辺を考えると50%がいいんじゃないかって考えました。

あと、さっき黒川委員がおっしゃった、この端末にワードとか必要な、皆さんが使うようなアプリを入れるのは、ぜひ入れていただければ、皆さん使い勝手がいいのかなって思ってます。

委員長 それは一度、先ほど、黒川委員も言われたことですが、これは各派会議か何かに出していただいて、それでいつの段階でそういう予算に結びつけていくような動きをしていくかっていうことを議論していただいたほうがいいのかなとは思いますが。

意(14) 今のような形にしていただけたら、別に100%じゃなくたって、50%でも結構です。

委員長 ちょっとイメージは、多分、倉田委員がイメージがまだあまりできていないですかね。例えば、先ほどもちょっと言いましたけども、1回ここにダウンロードすると3台のパソコンにダウンロードできますっていうのが、ここにしか入らないものであれば、さっき言った書籍と一緒にいいんですよ。いいんですけども、けど、そういうものが実際にも存在してるものですから、365も3台だったっけ、4台だったかな。できるんですよ。同じソフトがそのまま使えるわけですよ。

だから、そういうものが存在する以上、やっぱりほかでも流用できてしまうということが考えられるんじゃないかなということ、それが一つあるのと。

それから、もう一つは、実際、自宅のパソコンとこれと同じソフトが入ります。両方とも議会の資料づくりに使ってますっていう方も当然見えるはずですよ。あるいはスマホにも入ってるけどもスマホでも写真を撮って、これ議会の何かに使うというようなことで使ってる方も見えると思うんですよ。

だから、そういうことを考えていくと、このソフトを落としていいですか、このアプリを落としていいですかっていうことを、議長とか例えば事務局に問合せをして、オーケーですっていうのは簡単に出るんです、きっと。簡単に出るけど、どういう使い方ができるソフトかっていうのはまた別の話になってくるので。今言ったように条件がいろいろ変わってきますので、マイクロソフトの365も、これもうワードとエクセルとパワーポイントがついてくるんですよ、365っていうタイプは。ばらばらのもあるんですよ。ワードだけとかエク

セルだけとかっていうのもあるんですよ。

だから、そうすると、その辺のところのやりくりが、果たして政務活動と私的活動の部分、私的活動には、これ選挙活動だとか後援会活動も入ってますからね。私的活動とはプライベートの話じゃないですよ。議員としての活動ですよ。選挙活動も後援会活動も議員としての活動じゃないですか。だけど政務活動ではないんですよ。私的活動なんです。それをどのように判断するかっていうことで、支出割合を見たらどうだという話になってるんで。

今、黒川委員が半額でもってというお話がありましたので、倉田委員どうでしょう。

意 (13) 今の話聞いてると、逆に、何か流用できちゃうというのは何か流用することが前提の話のような気がしてしまっ。

委員長 どうしてそんなふうに聞こえるかな。

意 (13) いや、流用できるから 50%っていう話ですよ。

委員長 違います。すいません。御意見の途中で申し訳ないですけど、市民の方々から見てそういうふうに言われてもいいように、自分で半分出すっていう話をしてるんですよ。流用することが前提で言ってるわけじゃないですよ。だったら全額って言いますよ、きっと。

意 (13) だから、さっきから私が聞いてると、何か流用でできることが前提のような感じに聞こえてならないので、これは私の主観ですよ、私の主観なんですけど。なので、これは私は、まず全額充てるんであれば、それはもう絶対に議員としての活動にだけ使うというふうにするべきだし、それだったら、なしならなしのどっちかかなと思うので。何かちょっとごめんなさい、私はなかなか、また 50%というのをさっき 4 台できるよねっていう話でいくと、4 台だったら、タブレットであとは自分ちのパソコンは議員活動で使うとしても、あと例えば自分の会社で使うとかそういうこともできちゃう、逆に言えばできちゃうっていうふうに考えると、その辺もいいのかなというところがあって。なかなかこれ私は逆に市民に理解していただくのも難しいかなと思ってしまうので。

だから、使うなら使うで、もう絶対に私的には使わないってことにしなきゃ

いけないと思いますし、充てないなら充てないになっちゃうのかなと思うんですけど、どうなんですかね。これはあくまでも私の考えですので、皆さんの考えとは違うのかなと思うんですけど。

委員長 委員長として申し上げますけれども、少なくとも1人もいませんよ、そんなことを考えてる議員さん、この中に。

不規則発言あり

委員長 私的流用をたくらんでやってるっていう人は1人もいませんよ。

それでは、政務活動費の支出割合については、採決を採らせていただきますがよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、アプリ、ソフトについて、サブスクの政務活動費の支出割合について、全額という御意見の方、挙手をお願いします。

挙 手 な し

委員長 支出割合を半額にするという御意見の方、挙手をお願いします。

挙 手 多 数

委員長 それでは、挙手多数で政務活動費の支出割合については、半額という形に決定させていただきます。

続きまして、区分についてでありますけれども、いただいた御意見のほうでは資料作成費が公明党さん、共産党さん、高志クラブさん。事務費が高浜市民の会さん、清風会さん。個別判断が市政クラブさん、凜々会さんです。

これに関しまして、御意見あるいは御質疑、ございますでしょうか。

意見なし

委員長 市政クラブさんは資料作成費で、ちょっとそこでは判断違うんじゃないのっていうものがもし出てきた場合は議長が決めるみたいな話ですかね、これ。

意（11） そのとおりで、区分としては資料作成費で結構です。今言ったように、それ以外に判断を委ねなきゃいけないところは、議長の判断でお願いしたいという意味で書いてありますので、ここは資料作成費で結構だと思います。

委員長 あとは、凛々会さんはどうですかね。

意（7） 私もここもよく分からなかったなので、資料作成費で大丈夫です。

意（14） 新政会も資料作成費で結構です。

委員長 清風会さん、高浜市民の会さん、これもなかなか難しいんだよね。事務費という扱いも間違っていないような感じもするんですけども。

意（9） 細かく絞ってもらって資料作成費でもいいと思います。

委員長 御意見をいただきたいんで、すいません。

意（13） 別にどちらでも構いません。

委員長 それでは、区分については資料作成費とさせていただきますけど、よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 全会一致でという形にさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、サブスクにつきましては、雑誌見放題等の利用に関しては、政務活動費の支出割合を半額、区分は資料購入費、それからアプリ、ソフトについての政務活動費の支出割合については半額、区分については資料作成費ということに決まりましたけども、このように決定して御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 ありがとうございます。

ちよつとこれでもう 12 時になりますので。

もう少し続けてもよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、備品の充当可、不可についてであります。

こちらについては、御意見いただいたものをまとめますと、充当可とされた方が共産党さん、高浜市民の会さん。不可とされた方が市政クラブさん、公明党さん、高志クラブさん、清風会さん、凜々会さん。

新政会さんは、これはどちらもですか。

意 (14) 基本的には、不可で結構です。ただ、不可で結構なんですけれども、プリンターはぜひ認めていただきたい。そこだけです。

委員長 これについて、御意見、御質疑がございます方は。

意 (13) これ備品を充当可とするか不可とするかっていうふうに書かれてるんですけど、備品かどうかっていうのは、議会としては、議会のものも買いますよね、いろいろ。それでも多分 5 万円以内は備品ではなくて、5 万円以上は備品だと思えるので、まずもって 5 万円以内は私は備品ではないっていうふうに、多分今までもやってきてると思うので、これについても私は備品ではないというふうに、5 万円以下のものである備品ではないというふうに判断するので、5 万円以下で、今はもうパソコンやプリンターも買えるので、もし万が一、5 万円ちょっと過ぎちゃったとしてもそれは 5 万円まで認めるという形で、はっきり言ってこれは、さっきの委員長の話だとこれは公務で必要なものになるかなと思うんですよね。公務で必要だからほかの自治体ではちゃんと会派室にパソコンもプリンターもきちんと準備されてるってことなんですけど、高浜市はそういうことがないっていうことなので、せめて備品の範囲内で今は買えるもんですから、買えるようにしていただかないと、公務について必要なものも今高浜ではちよつとないっていう、自費でやらなきゃいけないという状況になってしまいますので、ぜひ取り入れていただけるとありがたいと思いま

す。

意 (11) 今、金額のことを言われましたけども、備品というものはやっぱり資産になりますので、これを金額で幾らだ、幾ら以下だから消耗品でいいんだとか、買えるんだということではなくて、やっぱり備品と扱う以上は、金額で定めるべきではないと思いますので、やはり資産となるものは金額を外して、5万円以下でも、やっぱり、プリンター、パソコン、特に特売でありますとやっぱりプリンターも、パソコンも5万以下で出すところがありますので、やはりここは区別をして、しっかり資産として備品として扱うべきでありますので、消耗品とは違うということ、区別すべきだと思います。金額ではなくてね。

意 (13) 今、金額でなくてっていう話になると、例えばこのアップルペンシルもそうですよね。アップルペンシルがよくて、なぜ、アップルペンシルよりもプリンターの方が安いと思うし。なので、それはなぜなのか、そのこの整合性について御説明お願いします。

意 (11) これはアップルペンシル、高いかもしれませんが、やっぱりこの先、こういうものはやっぱり消耗して使っていくことによって、消耗していくもんですから、これをやっぱり消耗品として扱うべきだと考えておりますので。

意 (13) 今、パソコンも使っていくと、もう4、5年で使えなくて私も買い替えてるんですよね。本当に使えなくなってきました、今のパソコン、動かなくなってくる。実際問題、市役所でも買い替えてるわけですので、使えなくなってくるからそれは買い替えてることであってプリンターでもそうです。なので、私は今回はこれはもう、今、昔みたいにすごい、こういう大きいパソコンがあってプリンターも家ではちょっと置けないとか高いとかそういう時代ではないので、私はもう今これ消耗品だと思ってますので、なので私は入れていただきたいですし、本来であればこれは本当に公務で必要なことなので、できれば本当は会派ごとにきちんとパソコンとプリンター、近隣市のように全部きちんとあれば、さっきのオフィスとかああいう問題でもそこに入れればいい話なので、なのでそういうことができないのであれば、せめて入れていただきたいというところでは。

アップルペンシルもパソコンもプリンターも消耗品ですので、なぜこのアッ



プルペンシルがいいのかっていうのが、私は分からないのでそのあたり、御説明できたらお願いします。

意（11） 消耗品というのは、短期間、概ね1年とか2年とかの間に使い切るものを消耗品という区別をするのが妥当かなと思いますので、そういうものを消耗品とって、パソコン、プリンターというのは、やはり金額の高い低いではなく、備品として扱うべきだとそういうふうに思っております。

意（14） 備品の定義は、ちゃんと法律で決まってるんですね。例えば税法だとか何かでも備品はどうでって全部決まってるわけですので、そういった判断をしていただかないというと、結果、会社なんかでいうと、資産台帳だとか何かそういったのにはちゃんと載ってくるわけですよ。ですから、それを勝手にこうだというそういう判断は、僕おかしいと思いますよ。

意（13） 勝彦議員にお伺いしたいんですけど、これが1年とか2年しか今、勝彦議員の場合は使えないってことですか。もう、買い替えてるっていうことなんですか。

意（11） ポートは使えています。使い方によって、やっぱり長持ちするものがありますので、これは消耗品として買いましたが、しっかり手入れをして使い方を考慮しながら使っておりますので、長く使っておりますので。

これを備品とみなすということですか。

「だったら、これ何回でも政務活動費で買えちゃうの。」と発声するものあり。

委員長 備品の定義だとか、それから金額ベースで話をしても、例えば50万円のパソコンと5万円のパソコンとの価値っていうのが、パソコンを今度、政務活動費で買いましたって言ったときに、市民目線で考えて、それって議員やめたらどうなるのっていうふうなことを思われる方が多いんじゃないかという意見が、前回でも出てきておったじゃないですか。

だから、たしかに備品というものが定義づけられてるということは知ってますし、それから、役所という世界の中で備品と消耗品をどういうふうに定義づ

けでやってるのか、それぞれの役所によって違うとは思いますが、そういうところも考える一つのレベルかもしれませんが、ちょっとこれも議論がうまく合っていないので。

それと倉田委員に申し上げますけども、会派室にパソコンとプリンターを準備してくれればってよく言われますけれども、例えば、6人の会派と1人の会派と、1人の会派の方は自分用のパソコンとプリンターになりますよね。

だから、もし話をするのであれば、全員にパソコンとプリンターを出してくださいという話なら分かるんですけども、会派室だなんだって話はちょっと違うんじゃないかなと思いますので、それ言うと議論がちょっとかみ合わないんですよ。必要なものだから、自宅のほうのパソコンも準備してくれ、プリンターも準備してくれっていう話であれば、これ予算要望の話なんですよ。

共産党さん、柴口委員、どうですか、御意見。

意(12) 金額ベースでちょっと書かせていただいたんですけど、今回プリンターに限ってなんですけど、大分価格が昔に比べたら大分安くなってきて、ほとんど、今、私が持ってるプリンターは、トナー代、要するに大体3万円程度でございます。実際それよりも安いのが今現状だと思うんですけど。プリンターもそういう安いものでも消耗品と考えてもいいんじゃないかってことで書かせていただいたという次第です。

委員長 実際に、プリンター商法というのは、本体安くて、インクが高いって商法じゃないですか、今。だから、それで、結局今までの感覚の中でいうと、政務活動費はプリンターのインクは消耗品扱いですよ、もともと。だから、その部分がやっぱり一番お金がかかってくるころだという考え方もあると思うんですよ。

本体も消耗品も両方とも政務活動費っていう考え方ではなくて、本体は自分で買えますわ。だけど、一番金のかかる消耗品の部分は政務活動費でお願いしますねっていうふうな考え方。これも誰か言って見えませんでしたかね、前回か前々回かなんか。

定義として考えていくと、5万円未満は消耗品とするかということと、金額に関係なく物として残るものは備品と定義をするという考え方なのかということ

ろになると思うんですけども。

先ほど、サブスクのところでも50%負担って決めたじゃないですか。あれ考えると、例えば5万円政務活動費で出してください。5万円、僕、自分で出しますから10万円のプリンター買っていいですかっていうのもありになってきませんか。野々山委員が言っていたけども、パソコンだとかプリンターがサブスクできる時代ですよ。今、車だってそうですもんね、実際。だからそういうふうな広げ方を逆にしちゃうと、とんでもない話になってしまうのかなとも思わんでもないんですよ。

多分、初めに野々山委員が言ってくれたのは、そういうものに対しての警鐘だというふうに思いますけども。

御意見もなかなか出ませんけども。

それでは、採決を採らせていただいて、一応、この議会改革特別委員会の中での結論を出させていたいただきたいと思うんですけども、どうでしょう。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、採決の内容は、備品について政務活動費を充当することに賛成か否かという形で採らせていただきます。

意(13) いや、これ備品ではないので、5万円以下の、私はパソコンやプリンターって言うので備品ではないので、備品ではないという前提で採決採ってください。

委員長 すいません。途中で、そういうふうに言われましたけども、ここで言う備品というのは、購入金額に関係なく資産として残るものを指す、でよろしいですか。

意(13) ここで言う備品というのは、議会事務局、議会としての備品とこの政務活動費としての備品は、これ扱いが違うっていうか、捉え方が違うっていうことでいいんですか。そういう理解になると思うんですけど、今の話でいくと。

議会としては、備品は5万円以下は備品ではないということで、多分今まで

も議会事務局もいろんなものを買ってきたりしてたと思うので。そうなる、またそれはまた別で考えるっていう、そういう理解ですか。

政務活動費と今まで備品として議会として取り扱ってきたものとは別で考えるってことですか、今の話。

委員長 別じゃないですか。

政務活動費は、行政のお金ではないですよ。我々が政務活動するに当たって、一人あたりに年額 18 万円のお金をいただいた、お金の使い方を決めるんですよ。今言う、議会事務局が買物するものはこれ行政のお金ですよ。

「どっちも財布は一緒じゃない。」と発声するものあり。

委員長 財布一緒じゃないじゃないですか。

多数の不規則発言あり

委員長 それでは、もう一度、採決の内容は、備品について……。

不規則発言あり

委員長 静かにしてください。

備品について、政務活動費を充当することに賛成か否かでありまして、ここでいう備品は購入金額に関係なく資産として残るものを指しますので、よろしく願いをいたします。

不規則発言あり

委員長 お諮りいたします。備品について、政務活動費を充当することに賛成の議員の挙手を求めます。

挙 手 な し

委員長 挙手なしであります。

よって、備品について政務活動費を充当することは否決されました。

よろしいですか。分かりましたか、皆さん、何が決まったか。

一応、賛成のほうも採りますか。

意 (13) 今、備品か備品でないかで採決を採られて、私はそれは採り方はおかしいと思ってるので、消耗品か消耗品でないかっていう、今備品かどうかっていうのはそういう判断ですよ、今の委員長のおっしゃったのは。

消耗品か消耗品でないかの判断については、何を基準にされるのか、今、全然分からないので。例えば、このアップルペンシルだって、私はこれは、さっき勝彦議員はずっと使えないみたいにおっしゃって。

委員長 倉田委員、採決終わりましたんで。

意 (13) 採決終わったんですけど、採決はそれでいいんですけど、備品か備品でないかのことについては、今後どういうふうに基準をされていくのかというのが分からないので教えてもらっていいですか。

委員長 先ほどから何度も言ってますよ。

ここで言う備品というのは、購入金額に関係なく資産として残るものを指すということであります。

意 (13) アップルペンシルは資産として残るものではないという判断なんです。

委員長 当時はそうだったんじゃないですか。今から購入する話をしてるわけじゃないですから。アップルペンシル、今、これは前回、予算づけは一旦したんだよね、議長。この新しいタブレット。

議長 はい。

委員長 予算づけした・・・。

「その時はしました。しましたが、まだ使えたので・・・。」と発声するものあり。

委員長 結局、執行しなかったんですね。

「予算化したの。」と発声するものあり。

委員長 だから、議会でこのタブレットを新しくするとき、アップルペンシルをつけていこうかって言ったんですけど、結構大半の方がもう持たれてるんで、辞められた議員の方もおいて行かれましたんで、事務局に。それを新しい方がまた使われてるっていう事実もありますので。だから先ほど言った黒川委員と話したときに、ワードとか何かのソフトを初めから入れとくべきだろうと話があったじゃないですか。それと同じように、これは初めからつけたほうがいいんじゃないかっていう話で、予算は一応考えておったんですよ。議長と事務局が。

「必要がなかったもんでやめたって話だね。」と発声するものあり。

委員長 結局、そこで持ってない方だけこれを配るっていう話になると、別々になってしまいますのでね。ここのところはあまり関係ない話です。

それでは、ありがとうございました。

次回の議会改革特別委員会についてですけども、陳情、請願についての協議をお願いしていきたいと思っております。日程については改めて御連絡を申し上げますので、よろしく願いいたします。

それから、議長のほうはいいですか。さっきのみよし市のやつは。何か言いますか。

議長 もう一度皆さん、先ほど言いましたけど、政務活動費に係る運用基準についてという取決めがあります。これを見ていただいてその政務活動とは、議会活動とか後援会活動とかいろいろありますけど、そこはもう本当に区別されてる話なんで、そこを理解した上で、今後もお話を議論していただければと思います。以上です。

委員長 ありがとうございました。

続きまして、広報・広聴委員長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

意（広報・広聴委員長） ちょっとお時間を借りまして、広報・広聴委員会で検討してまいりました議会報告会について少し報告の方させていただきたいと思えます。

タブレット資料の議会報告会の内容についてよろしくお願ひいたします。

これ簡単に出た意見、考えをまとめておりますので、多少言葉足らずの部分もありますが、よろしくお願ひいたします。

目的については、記載のとおりでございますが、開催方法について 2019 年に開催した内容と少し変わっております。

まちづくり協議会さんに協力をいただきながら、学区ごとに開催していこうということで提案させていただきます。

開催時期につきましては、2月。場所につきましては、それぞれまちづくり協議会さんが用意していただいた拠点で行うということになります。

周知方法については、まち協さんと協力をして周知をしていく。

それから、まち協さんにつきましては、市民共同、住民協働という観点から、負担のない程度で御協力をいただくという形になります。

今後のスケジュールでございますが、議長と私でまちづくり協議会の代表者がちょうどあるそうなので、そこに出て説明をし、形にまとめていきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

また、やっていくテーマについて、まだ空欄になっておりますが、全体で共通すること、それから地区に関することを、説明、報告していければいいなという話も出ておりますので、今後また報告していきます。以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから1点。12月定例会最終日に、議会改革特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

一応今日、この委員会内での採決まで進むことができましたので、これまでの議論の経過の部分、そして今日の結果の部分も含めて、委員長報告させていただきます。よろしくお願ひをいたします。

それでは本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午後0時20分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長